

〈共同研究報告〉

## 歴史書の剽窃

——田口卯吉『支那開化小史』偽版訴訟事件の考察

甘露純規

はじめに

明治二十四年十一月、田口卯吉は、明石孫太郎『新体支那歴史』を自著『支那開化小史』の偽版であるとして告発した。この事件については、すでにいくつかの先行研究がある。まず大家重夫「1田口卯吉『支那開化小史』事件(2)(刑事)」<sup>①</sup>があげられる。しかしこれは、二つの書物の類似点についての対照表(後述)と判決文を掲載するに止まり、この訴訟がどのように進められたものなのか、明らかにするものではない。次に吉村保「田口卯吉『支那開化小史』偽版告訴事件」<sup>②</sup>があげられる。吉村は被告明石孫太郎の逆転勝訴となった二審の判決文を取り上げ、判決の根拠が明らかではないと言う。しかしこの訴訟の公判記録は一部を除いて『東京経済雑誌』(六〇一・六〇五〜六〇七・六三一・六五五)に掲載されており、この記録を読めば、被告を逆転勝訴へと導いた判決理由も理解出来

る。

この公判記録を取り上げたのは、稲岡勝「蔵版、偽版、板権——著作権前史の研究——」<sup>③</sup>である。稲岡が指摘するように、この裁判は「意匠」歴史の見方についての見識、卓見」の剽窃をめぐって争われた事件であった。しかし、この事件に対する稲岡の関心は、明石と書肆大倉保五郎の間に結ばれた印税契約の問題を明らかにすることにある。本稿では、稲岡の論考において指摘に止まった、この事件における「意匠」の剽窃の問題を詳しく取り上げたい。この時期、「意匠」は美術・文学・歴史の領域にまたがり重要な役割を果たしていた。歴史の領域で、書物間の差異が問われる場合、この「意匠」はどのように機能したのだろうか(資料を引用するに際し、通行の新漢字・平仮名を用い、私に句読点を補った)。

## 一 田口卯吉『支那開化小史』

田口卯吉『支那開化小史』は、經濟雜誌社から分冊出版された。

一卷は明治十六年十月、二巻は十八年四月、三巻は二十年一月に、四巻は二十年四月に出版されている。明治二十年十二月には、一卷から四巻までの合本が出版された。その後二十一年一月には、この合本に五巻が加えられ、再版されている。<sup>(6)</sup> また明治二十四年には「文部省検定済尋常中学校教科用図書／文部省検定済尋常師範学校教科用図書」として再版されている。<sup>(7)</sup>

『支那開化小史』は、『日本開化小史』（明治十年九月〜十五年十月）の姉妹編であった。よく知られているように、この『支那開化小史』は、ギゾーの文明史の影響を受けたものだった。『支那開化小史』の序言を見てみよう。

史を記するの体三種あり。曰く編年体、春秋の類是なり。曰く記事体、史記列伝の類是なり。曰く史論体、過秦論、封建論の類是なり。此諸体各々適する所あり。封建潰乱の事実を表示するは編年体に如かず。人の履歴を記するは記事体に如かず。社会の大勢事情變遷を記するは史論体に如かず。

史と論とは異なり、論は所見を述ふるものなり。史は事実を記するものなり。故に支那の史家史論体を以て史と称せざるなり。  
〔中略〕蓋し此等の事實は歲月の以て明に之を期すべきなく、

且つ数多の事實湊合して一頭像を為すものたるを以て、史家各々所見を異にするの弊あるを免かれず。然れども之か為に所見を交ふべからずと云ふは、其變遷を記すべからずと云ふなり。則ち社会の史を記すべからずと云ふなり。史豈に論と異ならんや。共に所見を述ふるものゝみ。〔例言〕『支那開化小史』一  
二頁

この序言からは、従来、事実の叙述すなわち〈史〉から、個人の見つつまり〈論〉として区別されていた史論体を〈史〉の中心に位置づけることにより、新たな歴史学を構築しようとする田口の企図がうかがえる。こうした田口の企図は、明治二十年前後における、年代記と歴史学を区別する歴史改良論の一つの現れであった。<sup>(8)</sup> この歴史改良論の中では、諸事実を時間的順序に配列しただけの年代記は単なる資料として扱われ、事件の原因と結果を明らかにする観点から資料を取捨選択することこそが歴史学だとされる。十九世紀の欧米において、事件の原因と結果の有機的な記述を目指す、こうした歴史学の姿勢は新たな小説の創造に大きな影響を与えた。<sup>(9)</sup> 田口らの歴史改良の動きも、こうした欧米の歴史学の動きに影響を受けたものであった。

『支那開化小史』の内容を見てみよう。『支那開化小史』は、開闢から明の滅亡までの中国の歴史を、一章から一五章に分けて記述している。例えば第一章の構成は、①「支那の地勢」②「封建の起

源」③「帝都の変遷」④「一統の企図黄帝に発す」⑤「堯舜禹の政略」⑥「夏后氏諸侯を制する能はず」⑦「殷室諸侯を制する能はず」⑧「周室諸侯を制する能はず」となっている。歴史的な変遷を政治・宗教・文学等の領域から総合的に捉える文明的な記述を標榜するにもかかわらず、政治的な変遷のみを記述していることが分かる。こうした記述の偏りについては、早くから島田三郎や末広鉄腸からの批判もあつた。この批判に対して、田口卯吉は次のように答える。

恐らくは世間開化史の名を聞き、専ら文物の変遷を記するものなりと誤認するものあらん、故に茲に之を弁ぜざるを得ざるなり。蓋し開化史は社会の史なり、抑々人間社会には大理あり、封建の破るゝゆえん、郡県の興るゆえん、専制政府の腐敗するゆえん、叛民の蜂起するゆえん、衣服飲食住宅の盛衰するゆえん、皆な源因なくして発するものにあらず、而して是又他の源因とならざるなし。之を称して大勢といふ。(中略)西洋に於ては此大勢多く文物の進歩の元素を有し、支那に於ては多く政治権力の元素を有す。是れ二開化史をして異相を呈せしむるものならざるべからず。<sup>10)</sup>

一般の文明史理解と田口の理解には隔たりがある。田口が依拠するギゾーの「文明史」は、歴史的な変遷を左右するものとして政治

的な要因を最も重視するものであつた。この意味で『支那開化小史』はギゾーの「文明史」の影響を色濃く受けた書物であつた。<sup>11)</sup> こうした「文明史」理解と、社会の発展が政治により決定づけられるという、田口の中国理解を考慮すれば、『支那開化小史』は政治史であるがゆえに「文明史」であると言えるのだ。

## 二 明石孫太郎『新体支那歴史』

明治二十四年五月、明石孫太郎『新体支那歴史 上巻』が大倉保五郎から出版された。著者明石孫太郎は安政三年に熊本に生まれ、二十二年には東京英吉利法律学校に学び、この時期、第一高等学校の教師を務めていた。<sup>12)</sup> この『新体支那歴史』は、その扉を見ると「中学校及師範学校用書」と銘打たれており、中学校や尋常師範学校の歴史教科書として出版されたものであつた。その序言を見てみよう。

西洋にては何事にまれ、凡ての事物に原因結果あるは、一般普通の定理とせり。故へを以て西洋古代の史乗は姑らく舍くも、近古以来の歴史は、概ね皆ナ原因と結果とを主とし、之に加ふるに自己の意見を附して、前後の關係を明らかにせざるはなきなり。且つ夫れ古今の事跡なるものも、僅かに是レ王家の日誌や、英雄豪傑の軍記のみに限りしものにあらず、普く社会万般の事物に涉りて、復々遺憾すべきなきものなり。(中略) 輓近

英国にて有名なる史学家、エドワード・エー・フリーマンの歴史定義中の大意を撮挙補訳せんに曰く、「歴史なるものは、或る社会を成したる一般人類が、進化の大勢に棲息して、盛衰隆替せる原因結果の関係を洗発するに足るべき、緊要なる事実を選択歴叙するものなり」と。予が將に叙せんとする所の歴史も亦唯た斯の意を用ふるに外ならず。(同書三一五頁)

『新体支那歴史』は『支那開化小史』と同じく、歴史の変遷の原因と結果を記述する新たな歴史教科書であった。その内容は、中国の地理・風俗の記述から筆を起し、太古から秦・漢までの歴史の変遷を一章から十一章にわたり記述している。例えば五章の内容は、①「創世記」②「世界人種の起源」③「西洋最古の邦国」④「人類の繁殖」⑤「収論」⑥「太昊氏伏羲氏」⑦「収論」⑧「黄帝軒轅氏」となっている。続く六章は、①「文字」②「政治」③「刑罰」④「礼楽」⑤「兵備」⑥「風俗」⑦「食物」⑧「衣服」⑨「建築」⑩「絵画」⑪「数学」⑫「天文学」⑬「曆法」⑭「明理学」⑮「卜筮」⑯「医薬」⑰「器物」⑱「貨幣」⑲「結論」となっている。

『支那開化小史』が政治史に記述が偏っていたのに対して、『新体支那歴史』は宗教や文学など社会全般の変遷もあわせて記述するものであった。後の訴訟で明らかにされるように、この『新体支那歴史』はウィリアム・スウィントンの歴史教科書に範をとったものだった。この教科書は、政治・法律・宗教・文学など、社会一般の歴

史的な変遷の因果関係を記述する文明史であり、明治十九年六月には植田栄訳『須因頓万国史』(岩本米太郎刊)として翻訳出版された。文明史と政治史という違いを持つ一方で、『新体支那歴史』は、『支那開化小史』の記述を文中何のことわりもなく借用している。『支那開化小史』の記述を見てみよう。

蓋し漢の高祖能く世の群雄を制したるも、其皇后呂氏を制する能はざりき。呂氏敏にして能く大事を専行せり。韓信を殺したるも呂後の専決する所なりき。彭越を殺したるも呂後の専決したる所なりき。去れば高祖常に之を憚り其権を殺かんと欲すると久し。呂後の生む所の太子柔弱なるを以て之を廢し、趙王如意を以て太子と為さんと欲したるも呂後の権強きを以て俄に之を行ふ能はざりき(『支那開化小史 卷之二』一三九—一四〇頁)

明石はこの『支那開化小史』の字句を借用しながら、次のように書き換える。

夫レ高祖の力、能く秦室を斃し、能く項氏を滅し、又能く天下の群雄を統御したるも、独り其后呂氏に至りては、得て制する能はざりき。蓋シ呂后の人となり英敏にして果敢、是を以て専らは能く大事を処せり。若夫ノ韓信及び彭越を殺すは、是レ長髯男子の難ずる所、而るに呂后は、婦女子の身にして、容く之

をなしたり。呂后の技倆凡て如是の憚るべく畏るべきものあるを以て、高祖は則ち其権を殺かんと欲せしや已に久し。高祖嘗て意らく、「呂后生む所の太子盈は、其人となり仁弱なるを以て之を廢し、戚夫人生む所の趙王如意は、その己れに類せるを以て、立て、太子となさん」と。然レども呂后の権強きと、大臣の服せざりしとを以て、之を止めたりき（『新体支那歴史』二三三―三四頁）

訴訟において、明石はこの箇所は『支那開化小史』ではなく、『史記』を典拠にしたものと主張する<sup>13</sup>。しかし『史記』の左の該当箇所を見ると、『新体支那歴史』の記述との類似点は少ないことが分かる。

呂太后は、高祖の微なりし時の妃なり。孝惠帝・女魯元太后を生む。高祖漢王と為るに及びて、定陶の戚姫を得、愛幸し、趙の隠王如意を生む。孝惠、人と為り仁弱なり。高祖以為へらく、我に類せず、と。常に、太子を廢して戚姫の子如意を立てんと欲す。如意は我に類す、と。戚姫幸せられ、常に上に従ひて閔東に之き、日夜啼泣し、其の子を立てて太子に代らしめんと欲す。

呂后、年長じ、常に留守し、上に見ゆること希に、益々疏んぜらる。如意、立ちて趙王と為る。後幾ど太子に代らしめんとす

る者数々なり。大臣之を争ふと、留侯の策とに頼り、太子、廢せらるること母きを得たり<sup>14</sup>。

『新体支那歴史』は『支那開化小史』と異なる編纂法を用いながらも、『支那開化小史』の字句を大幅に無断借用して書かれた書物だったのである。

### 三 歴史書の「意匠」

明治二十二年には、歴史書の剽窃事件が頻発した。同年の『出版月評』（五月二十五日から六月二十五日）において、大瓠子は、那珂通世編『支那通史』（同年五月、中央堂刊）と市村瓚次郎・瀧川亀次郎合著『支那史』（同年四月、吉川半七刊）について、「何ゾ其ノ印行ノ歲月ノ相近ク、而シテ編修ノ体裁ノ相似タルヤ」とその類似性を指摘している。さらに『出版月評』二五号（十月二十五日）では、大瓠子は、北村三郎著『支那帝国史』（五年二月、博文館刊）について、「支那帝国史ハ前二著（※『支那通史』と『支那史』）ヲ生吞踏襲セシモノアリ。何トナレバ則チ支那帝国史ノ編制体制ハ殆ンド前二著ト異ナラザルヲ以テナリ」と非難している。

こうした中で無慮散人（志賀重昂）は、『出版月評』（十二月二十七日・翌二十三年一月三十一日・二月二十五日）において、松井広吉著『日本帝国史』（二十二年八月、博文館刊）について次のように批判する。

此書ノ嵯峨正作氏編ノ日本史綱ト酷類セルヲ知レリ。(中略)  
独リ以為ラク、日本帝国史ノ意匠組織ハ日本史綱ヨリ脱胎スル  
者ノ如ク、而シテ此嫌ヲ避ケン為メ、日本帝国史ノ著者ハ故ヲ  
ニ日本史綱ト紀事排置ヲ少変シ、時ニ或ハ蛇足トモ想フベキ自  
家ノ意見ヲ附添シ(後略)

ここでは歴史書の差異が問われる場において、「意匠」というもの  
に心が注がれていることに注意したい。『日本帝国史』の著者  
松井は、後年、この無慮散人の批判の背景には、廉価で歴史書その  
他を出版していた博文館への反発があったと回想している<sup>(15)</sup>。松井は  
この批判に対して、『日本帝国史』を絶版とし、示談によつて解決  
した。同じ博文館出版の『支那帝国史』も、博文館の編集に携わつ  
ていた坪谷善四郎と相談の結果、やはり示談で処理されたという。  
こうした博文館出版の歴史書に対する批判を受けて、坪谷善四郎  
は、明治二十五年三月十日、『日本之法律』三号において「版權侵  
害を誣えて、其の被告が迷惑を感じるを奇貨とし、之によりて不正  
の利得を貪ぼらんと欲する者亦恕すべきにあらず」とした上で、次  
のように言う<sup>(16)</sup>。

元来、歴史地理等の版權は、他書の版權とは異にして、其範圍  
は稍々狭かるべきものとす、何となれば、他書にありては其の

書する所の事実と、議論と、文章と、将た全篇の構成に至るま  
で、大抵著者の脳漿中より絞り出す所の学識によるものにして、  
盡く之を私有すべきものなり、然れども歴史地理に至ては、其  
の記する所の大部分は全く事実にして、世人の一般に共有する  
所のものなり(中略)然れども其の之を記せる所の文章が、著  
者自身の手になれるものなるときは、他人故なく之を取るこ  
とを得ず、而して亦た其事実を排列するにも、斬新警抜の機軸  
を出し、之れによりて便を読者に与ふるときは、其の意匠は著  
者の私有物にして、他人は決して奪ふこと能はず、況んや其事  
實の關係に就きて著者が下す所の論断は、若し前人の未た言は  
ざる所ならんには、是れ著者の創意なり、此の創意は亦著者の  
私有に属し、他人は其の承諾を得ずして之を借用することを得  
べからざるなり、但し此の如くに説くは、版權の性質を尤とも  
厳格に解釈したるものなり、故に唯々他人の記事を、自家の考  
証の為に、少部分引用するに過ぎざるが如きは差支無かるべし。

坪谷によれば、「意匠」とは、諸事実の間に結ばれた創造的な関  
係を指す。こうした「意匠」への注視は、まず明治十年代半ばに美  
術の領域で行われた。美術の領域で「意匠」とは、美の核心とも言  
うべき、形式と内容双方に実現された各部分の有機的な関係を指し  
た。この「意匠」への眼差しは、明治二十年前後に文学の領域にも  
取りこまれた。文学の領域においては、「意匠」とは、場面や登場

人物の設定における各部分が構成する有機的な関係を指した。こうした「意匠」をめぐる動きは田口にとっても無関係ではなかった。明治十八年八月八日から九月十二日にかけて『東京経済雑誌』上で、田口は演劇・音曲・文学・工業・風俗にまたがり、「意匠論」を展開している。田口も小説の「意匠」に大きな関心を持っていたのである。

明治十九年、東海散士は服部撫松『通俗佳人之奇遇』を自作の『佳人之奇遇』の偽版であると告発した。この訴訟において主な争点となったのが、この「意匠」の剽窃であった。この訴訟は大審院にまで上告され、『読売新聞』『東京朝日新聞』などにより広く報道された。明治二十三年五月二十九日、大審院は、『通俗佳人之奇遇』を「意匠」の剽窃を行った偽版として、服部敗訴の判決を下している。この時期の文学の領域では、小説はたとえ先行の小説を踏襲していたとしても、先行の小説とは異なる新たな「意匠」を持つていれば、先行の小説と同じように差異を持つ、つまりオリジナリティを持つと認められるが、認められなければ先行の小説の盗作として否定されたのである。<sup>①</sup>「意匠」は小説間の差異を計る主要な物差しとして機能していた。歴史書の差異が問われる場で、「意匠」というものが問題となっていた時期、文学の領域においても、同じように「意匠」が問題となっていたのである。

ここで十九世紀の欧米において、歴史学が諸事実の有機的な因果関係の記述を重視し、小説に大きな影響を与えたこと、明治二十年

前後の日本の歴史改良論も、こうした動きに影響を受けたものであったことを思い出したい。この時期の日本では、こうした歴史改良がすすむ一方で、文学の領域においては、欧米の、歴史学から諸事実の有機的な因果関係の記述を学んだ小説に範をとりながら、新たな小説の創造が行われていた。とすれば、美術の領域に現れた、諸要素の間の有機的な関係<sup>②</sup>「意匠」への注視が、時期を同じくして歴史と文学の領域に、書物間の差異を計る尺度として取りこまれた理由も理解出来よう。

しかし坪谷の反論に話を戻せば、歴史の領域に取りこまれた「意匠」は、文学の領域のそれとは扱いが異なる。書物の「意匠」は創造的であるがゆえに、作者の所有の対象となる。が、歴史書の場合、諸事実はもちろん、その間に発見された「意匠」もまた事実であるがゆえに、こうした理屈を厳密に適用するわけにはいかない。ここには同時期に歴史と文学の領域で注視されながらも、所有の対象とはなり得ない、歴史書の「意匠」の特殊な性格が浮かび上がる。

#### 四 一審と訴訟

明治二十四年七月十七日の『読売新聞』紙上に、『新体支那歴史』について、次のような批評が載せられた。

先には田口氏日本開化小史の著あり、北村氏支那歴史の著ありたれども、何れも完備に近きものとは云ひ難し。此書は明石中

和氏の著述になり、勉めて新体の編纂法によれるものなれども、事実の精疎編述の順序等に関しては多少不完全の所なきにあらざ。事に文章の□□にして文学の不□化な□等、欠点を挙げれば随分少からざるにあらざれども、西洋流に支那歴史を書きたるものの少き今日にあつては、先づ／＼上出来の方と云ふて可なるべし。殊に著者が最も力を用ひたるは、教科用書に適せしめんとするにありたるが如くなれば、初学者の為に便益ある事少からざるべし（『読売新聞』明治二十四年七月十七日）

同年八月二十二日の『東京経済雑誌』（五八六号）の「新体支那歴史を読む」によれば、田口はこの批評をきっかけとして『新体支那歴史』を読み、自著からの無断借用に驚いたという。田口は『新体支那歴史』を次のように非難する。

今ま其著者明石中和氏が余の支那開化小史より文章を抄出する事此の如き多きに就いては、一応は余の承諾を求むること礼なり。然らざるも原書の名を記することは至当の手續なるべし。然るに今ま明石氏は此の如き手續を為さざるのみならず（中略）氏は必ず其記する所を以て自説なりと云ふなるべし。然らば則ち余は氏と共に此思想の権利を争はざるべからず。夫れ単に史を記するは易々たるのみ、然れども従来記する所の事實に因り、社会の大勢を観察し其原因結果を対照するに至りては、

十分なる考究を要することなり。余の支那開化小史に於ける思想を費やしたる所は実に之にあるなり。

田口は、約二十箇所にわたる剽窃について両書の対照表を作成した。『新体支那歴史』に対する田口の批判は単に誌上の批判に止まらなかつた。明石の剽窃に対して、「意匠」の権利を主張する田口は訴訟を決意する。田口に訴訟を促した背景には、頒発する歴史書の剽窃事件に対する「近時文学士の徳義地に墜つるを悼む」という啓蒙的な意識の他に、前述の教科用図書として再版された自著の売上の問題があつたと思われる。

明治二十四年十一月二十七日、一回目の公判は東京地方裁判所内麹町区裁判所出張所において開廷された。<sup>(18)</sup>訴訟は、田口卯吉が提出した『東京経済雑誌』の対照表をもとに行われた。川谷勝文判事は「田口卯吉の著述にて明治二十一年二月大成したる支那開化小史なるものがあるが其方は見たることありや」と問うが、明石は「見しことあり、併し其れを取りて拵へるなど、いふことは致しませぬ」と答える。

この対照表をもとに判事と検事は性急に審議を行おうとする。川谷判事は「事實は最早分明なれば、弁護人の請求するが如き取調の必要なしと思ふ」と言い、川村亨検事は「経済雑誌に載せたる点を以てするも、田口卯吉の申す如く被告に於て剽窃せしことは十分明ならん」と断言する。これに対して、明石の弁護士宮城浩蔵は「田

口卯吉の開化小史は史論体にして論理に渉るものゆへ、何れか意匠の剽窃にして何れか文章の剽窃なりと明示されるは弁解の道も立つ次第であります」と反論した。

明治二十四年十二月二十五日の午前九時半、二回目の公判が始まった。<sup>19)</sup> 争点となったのは、その編纂法と意匠の問題であった。明石は次のように反論を開始した。

抑も支那開化小史は政治部内の一部分に於て、即ち内政の変革を論述したり、而して新体支那歴史は内政は勿論外政……外交上の関係、開化の事実及其沿革等一々記述せざるは無く、天下の広き盲者を除くの外、開化小史と新体支那歴史と同一なりと云ふものは万々之れ無かるへし、若しありとすれば是れ恰も「ス」氏の万国史と「ギ」氏の文明史と同一なりと云ふと同く天下の僂笑を免れざるへし（中略）新体支那歴史は「フリーマン」の説に基き支那古今社会の事実及世界の大勢を洞察し、以て盛衰隆替に関する原因結果の関係を明にすべき事実を撰取し編述したるものにして、毎篇毎章其原因結果の由る処を明にして大勢の推移を舒べたる所謂大領觀察なり（中略）支那開化小史は史論体によりて社会の大勢事実の変遷を記したるは、是れ開化小史の謬見に坐したるものにして其觀察たるや一個觀察なり、其訳如何となれば開化小史は社会の大勢事情の変遷を一個々に舒述したればなり、是れ二者其觀察の最も相違したる

点なりとす、縦令意匠を剽窃したりと云ふも社会の成行の上に於て多少同一の点を生ずるも必竟一定不易の事実につき述ぶるの結果なり、又其事実とても政治の変遷を記するや必要にして之を記せざれば社会の成行を記する歴史は決して作ること能はざるものなり

明石は、『支那開化小史』は、政治的な変遷の原因・結果のみを叙述するというものであるのに対して、『新体支那歴史』は、政治・外交・文化の領域にわたりそれぞれの原因・結果を一つ一つ叙述するというものであり、編纂法に明らかな違いがあると主張する。また明石は、『新体支那歴史』中の記述は、確かに『支那開化小史』中の政治的な変遷の因果関係の記述を剽窃したように見えるが、それは二つの書物が似たような先行の歴史書に基づいて作られたために生じた、必然的に避けられない「類似」だと抗弁するのである。前述のように、『新体支那歴史』は『支那開化小史』中の記述を無断で借用していた。が、明石はその事実を否定し、対照表であげられた「類似」箇所について、次のように反論した。まず『支那開化小史』を見てみよう。

(A) 人口漸く増殖し邑を成し都を成し、境域相接するに及びて、此等の氏族の内、干支を制するを以て尊ばれて王たるもの天皇氏あり。歳月を制するを以て王たるもの地皇氏あり。九州

を分ち君臣男女の制を立つるを以て王たるもの人皇氏あり。木を構へて巢を作るを教へたるを以て王たるもの有巢氏あり。民に火食を教へ結繩の政を行ふを以て王たるもの燧人氏あり。

(中略) 蓋し此渺茫たる広野に散在せる氏族の中にて、最も智力あり威力あるもの、交々立ちて王となりしなるべし。伏羲氏より以前に於ては(B)王者の国都何処なりしや今ま知るべからず、意ふに彼の二水の間を介せる沃野の内に住居せしものならん。(C)司馬遷、貨殖伝に於て書して曰く「楚越之地、地広人稀、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋贏蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、以故皆窳偷生、無積聚而多貧、是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家、沂泗以北、宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好蓄藏、故秦夏梁魯、奴農而重民、三河宛陳亦然、加以商賈、齊趙設智巧仰機利、燕代田畜而事蠶」と。茲に江淮以南と称するは、今の湖北、安徽、江蘇、諸省以南の地にして、江水の南北一帯を云ふなり。又た沂泗以北とは今の山東、河南、陝西、以北の地にして河水の南北一帯を云ふなり。実には歴代の帝王若くは強諸侯の都城を定めたる地は概ね河水の沿岸にあり。此地方外部の事情能く人智をして発達せしむるものありと見えたり。(支那開化小史 卷之一)三一(六頁)

これに対応する『新体支那歴史』の箇所は次の通りである。

一 (C) 江河二水の間は土壤豊腴にして、中和温暖の氣候に属せるが故へに、人民の生活に於ける、素より天授の場所柄なりとす。夫レ人民の当初、此世界に現出するや、始めより食ふべく衣るべきの必要物を産し得べきものにあらず。必ずや天授の場所を捜求して、天授の品物を仰がざるを得ざるは、其レ猶ホ嬰兒の始めて生るゝや、誰レ教ゆるとなく、呱呱として母氏の乳房を捜索し、天授の食物に是レ依るが如くなるべし。

二 凡そ世界人種の起源は、西北亞細亞(崑崙山の北方を斥すに在りと云ふは、西洋博言学者の喋々して止まざる所なり。又た英人ケプテイン(氏は嘗つて久しく支那内地に遊びし人にして、最も史学に精しく、随つて往々定見の説ありと云ふ)の説に云ふ、(C)「支那の人民は、初め西北地方即ち崑崙山の北方より転移し、沙漠不毛の地を過ぎ、遂に黄河地方に來りて占住せり」と。(中略)

四 斯くて一群の人類は相集りて一社会をなし、而して其人類の漸く繁殖するに従ひ、(A) 其中にて最も智力あり威力あるもの、交々立つて王となりしは、是れ自然の勢なり。於是乎干支を制するを以て、推されて王たるものあり。天皇氏と曰ふ。歲月を制するを以て王たるものあり、地皇氏と曰ふ。人倫を制するを以て王たるものあり、人皇氏と曰ふ。作巢の法を教ゆるを以て王たるものあり、有巢氏と曰ふ、火食の術を教ゆるを以

て王たるものあり、燧人氏と曰ふ。

五 (B) 以上五帝の国都は、旧史に之を記載せずと雖へども、上文数項に論ぜし所を以て考ふれば、矢張彼ノ二水の間に介せる豊腴地内に住居せしに相違なかるべし。(『新体支那歴史』五五―五九頁)

明石によれば、『新体支那歴史』と『支那開化小史』は確かに同一の字句(A)と(B)を用いており、「類似」している。しかし『支那開化小史』は(B)の記述を、(C)の「貨殖伝」から導かれた推測としているのに対して、『新体支那歴史』は(B)の記述を、(C)という、社会学の道理から導かれた推測なのだとする。明石は(A)・(B)は、同一の字句を用い非常に「類似」しているが「双方の思想及據り所の異なる」、つまり「意匠」が異なるのだと主張するのである。

弁護人宮城浩蔵は、あくまでも「類似」であつて剽窃ではないと抗弁する明石とは異なり、剽窃であることを暗に認めながら、偽版のカテゴリをめぐり弁護を行う。宮城は、歴史の「意匠」は個人的な所有を許されない事実であるがゆえに、「意匠の剽窃は道理上有り得へからざることにして、又版權条例中にも意匠の剽窃は立法者の眼中に存在せざりしことを断言すべし」と述べる。宮城によれば「第一条は有形的の場合を罰するものならん、茲に甲の書籍を乙の書籍に於て有形的に同一の文章を以て記載したる場合、之を偽版

と云ふ」。こうした偽版の定義に従えば、字句の剽窃を即偽版と断定することは出来ないはずなのだ。偽版とはあくまでも「版」の権利に対する侵害に他ならないと主張する宮城は「文章相同じからざればこそ、言を卓見意匠等の文字に仮りて剽窃と云へるならん歟」と、「意匠」の剽窃を訴える原告側を非難するのである。

告発の妥当性をゆさぶる宮城の弁護に対して、川村検事は次のように反論する。

譬へは有名な画工が、月痕の隈を巧みに写出したる工夫を窃写するものあれば、詰り高妙なる意匠の有形に凶画に表はれたるものを剽窃したるに外ならざるべし。弁護人は無形の物は盗む能はずと云ふも変して有形に文章若くは凶画となる以上は、之を剽窃するに容易なるものなり。<sup>(21)</sup>

川村検事が歴史書の「意匠」の剽窃について、モデルケースとして絵画をあげて論じている点は、「意匠」を注視する眼差しが、元来どのような領域で用いられてきたものなのかを示しており興味深い。が、絵画の「意匠」を参照しながら行われるこの反論は、川村検事にとって歴史書の「意匠」と美術品の「意匠」が明確に分節化されていないことを示している。その上で川村検事は「本件は必竟意匠の剽窃と編纂の剽窃との二に帰着すべし」とした上で、対照表中の同じ字句を「御一覽あれば、自ら意匠の剽窃其中にあることを

知るに足らん」と断じる。川村によれば、現行の著作権条例第十九条<sup>(22)</sup>の範囲で、「意匠」を支える字句の剽窃は十分罪となるはずなのである。偽版のカテゴリに「意匠」の剽窃は含まれるのか否かをめぐり、検事と弁護士は真っ向から対立するのである。

## 五 二審と判決

明治二十四年十二月二十八日に、麹町区裁判所は被告敗訴の判決を下した。明石や宮城らの反論にもかかわらず、『新体支那歴史』を『支那開化小史』の「意匠」の剽窃と考える川谷判事の先入観は覆らなかった。その判決文<sup>(23)</sup>を見てみよう。

右版權侵害被告事件の公訴審理するに、被告明石孫太郎は明治廿四年五月中曾て田口卯吉が著述したる支那開化小史を骨髄とし、之れ絵画を加へ、条章字句を増減変換し、新体支那歴史と題する同一種の歴史を出版したるものと認定す。其証憑は田口卯吉代理人高梨哲四郎の告訴証拠物件として提出したる、支那開化小史新体支那歴史東京經濟雜誌第五百八拾六号及公廷の弁論に徴し充分なり。之を法律に照すに其所為版權条例第十九条第廿七条<sup>(24)</sup>に照し、被告を罰金五十円に処し、大倉保五郎の手に現存する新体支那歴史百五十冊を没収し被害者田口卯吉に下付す。

こうした被告の敗訴という判決には、前述の東海散士『佳人之奇遇』偽版事件の影響があつたと思われる。この裁判は大審院にまで上告され、その訴訟の過程は多くの新聞により広く報道されていた。偽版のカテゴリに抽象的な「意匠」の剽窃も含まれるという判断を示したこの事件の判決を、麹町区裁判所の判事も有力な判断材料として意識していたと思われる。小説の「意匠」をめぐるこの判決を参照するにあたっては、歴史書の「意匠」と美術品の「意匠」を分節化しない前述の思考が大きく作用したと思われる。しかし歴史書の「意匠」をめぐる訴訟は、小説の「意匠」をめぐる訴訟とは対照的な結末を迎える。

この判決に対して明石は控訴を決める。争いの場は東京地方裁判所に移った。二審は明治二十五年七月一日に開廷された。開廷までに半年近くかかった理由としては、被告側の控訴の準備期間ということもあつたであろうが、明治二十四年七月三日・四日の『読売新聞』で報じられるように、東京地方裁判所において事務の渋滞が常態化していたことを考えれば、裁判所側の事情もあつたと思われる。二審では、一審について「此被告事件はどの点が果して剽窃したものであるか、どの点が偽版であるかと云ふことは始めから明示されぬ<sup>(25)</sup>」と不満を述べる被告側の主張に鑑み、湯浅裁判長・長森藤吉郎検事は、一審が性急に判決を下した点を考慮、裁判のやり直しが行われた。明石はあらためて一審での主張を繰り返した。現在の調査では、七月六日以降の公判記録は見つけることが出来なかった。

が、二審の展開は明石側の主張を十分に考慮したものであったと思われる。

明治二十五年十二月十七日、東京地裁は次のような判決を下した。

被告人孫太郎が明治二十四年五月中印刷発売セル新体支那歴史ト題スル書籍ハ、其行文字句ノ間ニ於テ、往々田口卯吉カ版權所有ニ係ル支那開化小史ト同一又ハ類似スル所アリト雖モ、新体支那歴史ハ其全体ノ編制方法ニ於テ、全ク支那開化小史ト異ニシテ、支那開化小史ヲ骨髓トシ、条章字句ヲ増減変換シ、之レニ絵画ヲ加ヘタルモノニアラザルヲ以テ、版權条例第九条（※十九条の誤りか）ヲ通用ス可キモノニ非ズ。（中略）原判決ヲ取消シ、更ラニ判決スルコト左ノ如シ。被告人明石孫太郎ハ無罪。<sup>(26)</sup>

ここにおいて明石の主張は認められ、『新体支那歴史』は編纂法の違いを理由に無罪が宣告された。しかしこの判決文中には、「意匠」に関する文言は見当たらない。歴史書の「意匠」をめぐる論争は、どのように決着したのであろうか。

## 結 び

明治二十五年十二月二十一日の『読売新聞』が報じるころによれば、田口は二審敗訴の後、東京控訴院に上告したと言うが、現在

の調査では、田口が実際に上告を行ったのかどうか、明らかにする資料を発見出来ていない。

田口はこの事件の顛末を改めて『東京経済雑誌』六五二号（明治二十五年十二月二十四日）と『史海』一九卷（同二十五年十二月）に掲載した。そこで田口は二審判決に対する不満を激白する。

蓋し古書の字句を抄録して以て新史を編製す何の労か之あらん。一写字生の任のみ。然れども旧史記する所の事実に拠り、社会の大勢を觀察し、其原因結果を対照するに至りては、十分精密なる考察を要す。余の勤勞は専ら此処に存す。（中略）且つ此の如き剽窃の文章にして果して我版權条例の禁制する所とならざる以上は、余は実に版權の必要を感じざるものなり。夫れ編制方法を變換するが如きは易々たるのみ。文士の最も苦心する所は文章にあるなり。（中略）余が親く高梨氏より聞く所に因れば、検事長森藤吉郎氏は「明に学士一たび真理を社会に表白する以上は、其真理は社会の共有物なり。他人之を伝唱するも妨げなし。譬へば宮城が法律上に於て新見を講演せば、他人更に之を講演するも妨げなし。是れ社会の公利なり」と論告したりと云へり。然しながら版權条例は然らざるなり。恰も専売特許条例と同一にして、一定の年限間は之を發明者の専有となすことなり。<sup>(27)</sup>

原告代理人高梨哲四郎が伝える長森藤吉郎検事の発言は、この二審の法廷において、歴史書の「意匠」をめぐる論争にどのような判断が下されたのかを端的に物語る。歴史家が最も心血を注ぐ、諸事実の有機的な因果関係の記述の剽窃を憤る田口をよそに、この二審では、歴史書の「意匠」は、前述の坪谷の主張のように、それもまた歴史的事実であるがゆえに、小説の「意匠」とは異なり所有の対象とは認められなかったのである。田口はこの判断に対して、専売特許条例下の発明品の保護をあげながら反論している。田口は、あらためて、その創造性により作者の所有が認められる小説の「意匠」と歴史書の「意匠」を分節化しながら、歴史書の「意匠」は、新たに発見された科学的な原理を応用した発明品が保護されるのと同じ意味で保護されるべきだと訴えたのである。

#### 注

- (1) 大家重夫『最新著作権関係判例集VI』（一九九〇年三月、ぎょうせい）七二―八三頁。  
 (2) 吉村保『発掘 日本著作権史』（一九九三年十一月、第一書房）七二―七七頁。  
 (3) 『研究紀要』二二二号（一九九二年三月、東京都立中央図書館）八二―八九頁。  
 (4) 稲岡勝氏所蔵本・早稲田大学所蔵本（請求記号78―415）による。

- (5) 国立国会図書館所蔵本（請求記号37-144）による。  
 (6) 国立国会図書館所蔵本（請求記号222.01-Tal57S）による。  
 (7) 谷川恵一氏所蔵本による。  
 (8) 吉岡亮・島田三郎『開国始末―開国始末井伊掃部頭直弼伝』——歴史・伝・小説——（前）（『国語国文研究』一一二二号（二〇〇二年十一月、北海道大学国語国文学会）四四―五二頁。  
 (9) 亀井秀雄『小説論——小説神髄』と近代——（一九九九年九月、岩波書店）五三―八八頁。  
 (10) 『鼎軒田口卯吉全集 第二卷』（一九二七年七月、大島秀雄）二九〇―二九二頁。  
 (11) 同「解説」二二―三四頁。  
 (12) 『教育家銘鑑』（『教育人名辞典II 下巻』（一九八九年十一月、日本図書センター）八四九頁。  
 (13) 『東京経済雑誌』六〇六号。  
 (14) 「呂后本紀第九」（『新釈漢文大系 第三九卷 史記（二）』（一九七三年四月、明治書院）五八八頁。  
 (15) 松井広吉『四十五年記者生活』（一九二九年、博文館）三五―三八頁。  
 (16) 浅岡邦雄氏の御教示による。  
 (17) 拙稿「『通俗佳人之奇遇』の失墜——戯作から「盗作」へ——」（『名古屋大学国語国文学』八〇号（一九九七年七月）一五―二八頁）参照。この事件に対する博文堂の対応については、拙稿「書肆に偽版告発をうながすもの——明治二〇年前後の博文堂の対応から見えるもの——」（『中京大学 図書館学紀要』二六号（二〇〇五年

五月) 六六一九〇頁) 参照。

(18) 「支那開化小史偽版告訴事件」(『東京經濟雜誌』六〇一号〔明治二十四年十二月五日〕)。以下掲載紙誌名を示さないものは同記事による。なお、この公判記録は、同年十一月二十九日から十二月一日にかけて『読売新聞』に掲載された。

(19) 「支那開化小史偽版告訴事件(接第六百一号)」(『東京經濟雜誌』六〇五号〔明治二十五年一月九日・十六日〕)。以下掲載紙誌名を示さないものは同記事による。

(20) 版權条例第一条は以下の通り。「第一条 凡ソ文書図画ヲ出版シテ其利益ヲ専有スルノ權ヲ版權ト云ヒ、版權所有者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ文書図画ヲ翻刻スルヲ偽版ト云フ」。

(21) 『東京經濟雜誌』六〇六号、明治二十五年一月十六日

(22) 版權条例第十九条は以下の通り。「第十九条 版權所有者ノ承諾ヲ經スシテ版權所有ノ文書図画ヲ翻訳シ増減シ、註解附録繪図等ヲ加ヘ、若クハ其未タ完結セサル部分ヲ続成シテ出版スル者及本条例第一五条ニ違フ者ハ偽版ヲ以テ論ス。他人ノ講義又ハ演説ヲ筆記シ其許諾ヲ經スシテ出版スル者亦前項ニ同シ」。

(23) 「支那開化小史偽版告訴事件の判決」(『東京經濟雜誌』六〇七号〔明治二十五年一月二十三日〕)。

(24) 版權条例第二十七条は以下の通り。「第二十七条 偽版者及情ヲ知ルノ印刷者販売者ハ一月以上一年ノ重禁錮若クハ二十円以上三百円以下ノ罰金ニ処スノ但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スノ偽版ニ係ル刻版及印本ハ其何人ノ手ニ在ルヲ問ハス之ヲ没収シ其既ニ販売シタルモノハ其売得金ヲ没収シテ併セテ被害者ニ下付ス」。

(25) 「版權侵害事件」(『東京經濟雜誌』六三一号〔明治二十五年七月九日〕)。

(26) 「明石孫太郎著新体支那歴史…対…田口卯吉著支那開化小史の判決に就いて」(『史海』一九卷〔明治二十五年十二月〕)。

(27) 前掲『史海』記事から。

#### 付記

本稿は「出版と学芸ジャンルの編成と再編成——近世から近現代へ——」(第二回共同研究会(二〇〇三年六月二十二日・於国際日本文化研究センター)での口頭発表とその際にいただいた数々の御教示に基づいている。また執筆にあたっては、浅岡邦雄・稲岡勝両氏に多くの御教示をいただいた。記して厚く感謝申し上げます)。

本稿は、その後『日本出版史料』九号(二〇〇四年五月)に掲載された。再録にあたっては、標題を改め、若干の加筆を行った。